

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

市民課保険年金係 ☎ 1135

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6883

## ●保険証の更新について

令和4年度は、窓口負担割合の見直しが10月1日から実施されることから、被保険者証は次のとおり2回に分けて、簡易書留で送付します。

- 1回目…7月発送。有効期限 令和4年9月30日(金)。保険証の色は紫色。
- 2回目…9月発送。有効期限 令和5年7月31日(月)。保険証の色は若草色。

なお、現在お持ちの被保険者証(ピンク色)は令和4年8月1日(月)以降使用できません。

有効期限の切れた被保険者証は市民課または各連絡所へ返却してください。ご自身で処分される場合は、個人情報に十分注意してください。

## ●限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証などを医療機関などの窓口に表示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の交付を受ける場合は、市民課や各連絡所で申請してください。現在認定証をお持ちで、今年度も同一証対象のかたには、自動更新により7月末に送付します。

## ●自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、保険証を医療機関などに提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。

負担割合は保険証に記載されています。

令和4年9月30日(金)までは自己負担割合は1割または3割ですが、令和4年10月1日(土)からは、従来の1割負担のうち、一定以上の所得のあるかたは2割となります。

この制度の改正に関するご質問などは、厚生労働省コールセンター(☎ 0120-002-719)に問い合わせてください。

現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、下記の条件にすべて当てはまるかたは2割の対象となります。

令和4年9月30日(金)まで		令和4年10月1日(土)から	
所得区分	負担割合	所得区分	負担割合
現役並み	3割	現役並み	3割
一般 低所得者	1割	一般Ⅱ	2割
		一般Ⅰ 低所得者	1割

同一世帯に後期高齢者医療制度被保険者が1人だけの世帯	同一世帯に後期高齢者医療制度被保険者が2人以上いる世帯
・被保険者の課税所得が28万円以上 ・被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上	・被保険者のうち、課税所得が28万円以上のかたがいる ・被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

## ●2割負担のかたへの配慮措置について

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となるかたについて、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額は、3,000円までに抑えられます。

配慮措置の適用で払い戻しとなるかたは、高額療養費として後日支給します。

## ●医療費通知について

医療費通知は、実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、みなさんの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。

7月下旬に令和3年10月~12月分の医療費通知を発送します。

医療費通知が不要なかたは、連絡してください。

## ●保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

### 年間保険料額 (賦課限度額 66 万円)

#### 所得割額

(被保険者に係る基礎控除後の  
総所得金額等<sup>※1</sup>) × 8.99%

被保険者 均等割額 44,589 円

※1 総所得金額等とは

- ・前年の各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)は適用されません。

## ●保険料の軽減措置について

・所得が低い世帯に属するかたは、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者および世帯主の 総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の 均等割額
43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	7 割	13,376 円
43 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	5 割	22,294 円
43 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	2 割	35,671 円

- ・世帯は4月1日(年度途中で資格取得されたかたは資格取得日)時点での状況で判定されます。
- ・前年12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

・後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険<sup>※2</sup>の被扶養者であったかたに対する軽減均等割額が資格取得から2年間は5割軽減され、所得割は課されません。ただし、均等割額7割軽減に該当するかたは、そちらが適用されます。

該当のかたには軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、問い合わせてください。

※2 被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

## ●保険料の徴収について

7月中旬に令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収があります。原則、特別徴収ですが、特別徴収にならない場合は、普通徴収となります。

- ・特別徴収…年金からの天引きによる納付<sup>※3</sup>
- ・普通徴収…納付書や口座振替による納付

※3 年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合などは、普通徴収となります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが大きく減少した場合は、納付の猶予や減免の制度があります。そのほか特別な事情で納付できない場合は市民課へ相談してください。